

各関係機関の長 様

岐阜県農業会議
会長 今井 良博

岐阜県農業参入法人連絡協議会（仮称）設立総会並びに研修会の開催について

日頃は、本会議事業の推進に当たり、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度「岐阜県農業参入法人連絡協議会（仮称）」を設立することとし、設立総会並びに研修会を別添「開催要領」により開催することといたしました。

貴機関におかれましても、別添「設立趣意書」等の内容にご賛同いただき、「協力会員」として、ぜひとも協議会に加入されますようご案内申し上げます。

つきましては、本協議会への加入希望等について把握したいので、別紙3「岐阜県農業参入法人連絡協議会（仮称）「協力会員」加入意向確認書」に必要事項を記入いただき、**7月25日（水）までに岐阜県農業会議事務局へFAX等で送付いただきますようお願いいたします（「協力会員」加入意向確認書は、設立総会並びに研修会の出欠に関わらず、送付期限までに送付願います）。**

また、貴機関の関係職員等が多数参加されますようご配慮願うとともに、県下に系統の機関や現地機関、支店等がある場合には、貴職から参加の案内をいただき、貴機関の参加者を取りまとめ、別紙4「参加申込書」により、**7月25日（水）までに岐阜県農業会議事務局へFAX等で送付いただきますようお願いいたします。**

記

1. 開催日時 平成24年8月2日（木）13：00～17：00
※「協力会員」の加入の有無にかかわらず、13：00～13：30に開催する「岐阜県農業参入法人連絡協議会（仮称）設立総会」についても、ぜひオブザーバーとしてご出席下さい。
2. 開催場所 ホテルパーク 2階「鶴」
岐阜市湊町397-2 TEL：058-265-5211
3. 参加費 無料
4. 内容等 別添「開催要領」のとおり

岐阜県農業会議 農地・経営課 担当：堀口・松浦 TEL:058-268-2527 FAX:058-273-6177 〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎 2階
--

岐阜県農業参入法人連絡協議会(仮称)設立総会 並びに企業等の農業参入研修会 〈開催要領〉

1. 趣旨

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大等による農業生産力の低下が大きな問題となる一方、食の安全・安心、自然との共生など消費者の「食」に対する関心が高まりつつあります。

このような状況の中、農地法等の改正などの規制緩和や耕作放棄地の再生利用のための補助事業の創設等、企業等が農業参入しやすい条件整備などを契機として、農業に新たなビジネスチャンスの可能性を見いだす企業等が飛躍的に増加しています。

しかしながら、農外からの農業参入を成功させるためには、農地の貸借や地域との調和、農作物の栽培技術や販路の開拓など、今までの企業経営とは異なる課題への対応が不可欠であり、そのために必要な知識の習得や積極的な情報収集などについては、参入時に限らず、参入後も継続的に行う必要があります。

そのため、農業参入企業や農業参入を希望する意欲的な企業等の研鑽や相互の情報交換などを目的に、岐阜県農業参入法人連絡協議会(仮称)を設立します。

また、設立総会の開催に併せ、県内外の農業参入の優良事例や農業参入成功のポイントなどについて学び、参入企業等の農業経営の安定・発展や地域農業・農村の活性化、企業等の農業参入の一層の促進を図ることを目的に研修会を開催します。

2. 開催日時 平成24年8月2日(木) 13:00~17:00

3. 開催場所 ホテルパーク 2階「鶴」(別添「案内図」参照)
岐阜市湊町397-2 TEL:058-265-5211

4. 内容・日程

〈岐阜県農業参入法人連絡協議会(仮称)設立総会〉 13:00~13:30

協議会設立の趣意説明

議案第1号 協議会規約の制定について

議案第2号 役員を選任について

議案第3号 平成24年度事業計画の決定について

〈企業等の農業参入研修会〉 13:45~17:00

(1) 主催 岐阜県・岐阜県農業会議

(2) 対象 農業参入企業等、農業参入に関心のある企業等、農業委員会、市町村、県、関係団体 等 約200名

(3) 参加費 無料

(4) 日程

①開会 13:45

②挨拶 13:45~13:50

③講演 13:50~15:20

演題:「企業の農業参入の成功ポイントと経営戦略」

講師:東京農業大学国際食料情報学部 准教授 渋谷 往男 氏

〈休憩〉 15:20~15:30

④パネルディスカッション 15:30~17:00

テーマ:「企業の農業参入の魅力と可能性」

コーディネーター:東京農業大学 准教授 渋谷 往男 氏

助言者:県農業経営課 課長 富田 健児 氏

パネラー:(株)和仁農園 代表取締役 和仁 松男 氏

小林工業(株) 代表取締役 小林 司朗 氏

(有)レイク・ルイズ 代表取締役 堀田 茂樹 氏

⑤閉会 17:00

〈会場案内図〉 ホテルパーク



※無料駐車場利用できます。

※名鉄岐阜駅・JR岐阜駅下車→車で15分

→路線バスはJR 11番のりば、名鉄4番のりばより

「N**」番のバスにお乗り下さい。

所要時間約20分 「長良橋」バス停下車：徒歩3分

岐阜県農業参入法人連絡協議会（仮称）設立趣意書

（案）

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増大等による農業生産力の低下が大きな問題となる一方、食の安全・安心、自然との共生など消費者の「食」に対する関心が高まりつつあります。

このような状況の中、農地法等の改正などの規制緩和や耕作放棄地の再生利用のための補助事業の創設等、企業等が農業参入しやすい条件整備などを契機として、農業に新たなビジネスチャンスの可能性を見いだす企業等が飛躍的に増加しています。

しかしながら、農外からの農業参入を成功させるためには、農地の売買・貸借や地域との調和、農作物の栽培や販路の開拓など、今までの企業経営とは異なる課題への対応が不可欠であり、そのために必要な知識の習得や積極的な情報収集などについては、参入時に限らず、参入後も継続的に行う必要があります。

そのため、農業参入企業や農業参入を希望する意欲的な企業等の研鑽や相互の情報交換などを目的に、「岐阜県農業参入法人連絡協議会（仮称）」を設立します。

設立発起人

（株）ユニオン	代表取締役	村橋 元
（有）レイク・ルイズ	代表取締役	堀田 茂樹
小林工業（株）	代表取締役	小林 司朗
落合土建（株）	代表取締役	太田 聡
（株）和仁農園	代表取締役	和仁 松男

岐阜県農業参入法人連絡協議会会則（案）

制定：平成24年8月2日

（名称）

第1条 この会は「岐阜県農業参入法人連絡協議会」（以下「協議会」という。）という。

（事務局）

第2条 協議会の事務局は、岐阜県農業会議内に置く。

（目的）

第3条 協議会は、会員相互の連携・情報交換・研鑽を図るとともに、行政機関等への要望・提言等の取りまとめや、企業等の農業参入や参入後の経営発展等に係る情報発信等を行うことにより、参入企業等の農業経営の発展及び企業等の農業参入の推進に寄与することを目的とする。

（会員）

第4条 協議会の会員は、本協議会の目的に賛同して入会した者とし、正会員、準会員、サポート会員の3種とする。

- （1）会員（参入企業等） 一般企業が母体となって設立された農業法人や、解除条件付き貸借その他により農業に参入した法人
- （2）会員（参入企希望業等） 農業への参入を希望・検討している法人
- （3）協力会員 本協議会の事業をサポートするために入会した個人又は団体で、その事業又は活動を通じて農業参入法人等をサポートできる情報やサービスを有し、それらを本協議会会員等に提供できる業務体制を有している者

（世話人会）

第5条 協議会に世話人会を置く。世話人会は代表世話人たる会長、副会長2名ほかをもつて構成する。

- 2 世話人は世話人会において選出し、会員に周知するものとする。また、世話人の任期は2年とするが、再任をさまたげない。
- 3 会長、副会長は、世話人の中から互選する。
- 4 会長は、会務を統括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 6 会長、副会長、世話人は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の会長、副会長、世話人が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(加入)

第6条 協議会の会員になろうとする者は、事務局に入会申込書を提出し必要な審査・手続きを経た後に、世話人の承認を受けることとする。

2 個人の賛助会員については、正会員1名以上の紹介を必要とする。

3 世話人の承認は世話人会および世話人持ち回りにより行うことができる。

(退会)

第7条 会員は、世話人会に退会届を提出して協議会を退会することができる。

(事業)

第8条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の情報交換及び研鑽

(2) 企業等の農業参入及び参入後の経営発展等に係る情報発信

(3) 行政機関等との意見交換

(4) その他目的達成に必要な事業

(会議)

第9条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。なお、会長が会議の議長となる。

(経費)

第10条 協議会の運営に必要な経費は、県補助金、その他の収入をもって充てる。

2 特別の経費を必要とする場合は、世話人会の議を経て会員等から徴収することができるものとする。

(事業)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、世話人会によってこれを定める。

附則

1 この会則は、平成24年8月2日から施行する。

2 設立当初の世話人会は、第8条の規定にかかわらず、発起人をもって構成する。

3 設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。

平成24年度事業計画（案）

平成24年8月2日

岐阜県農業参入法人連絡協議会

1. 主な活動

① 会員に対する情報提供

- ・メール等による、企業等の農業参入及び参入後の経営発展等に係る国・県等の施策や農業・農政に関するトピックスなどの情報提供を行う。

② 会員相互の情報・意見交換等

- ・人材の育成や販路の拡大、農地の確保など会員の抱える諸問題の解決に向け、会員相互の情報・意見交換、実需者等との交流を行う。

③ 農業経営セミナーに対する支援

- ・会員その他の法人等が農業経営セミナーを開催する場合には、講師の紹介や情報提供等の支援を行う。

④ 行政、農業団体等との連携

- ・会員等の農業経営の発展に向け、行政や農業団体、関連企業・団体等と意見交換会を開催するなど、積極的な連携を図る。

⑤ 情報発信による会員の拡大

- ・新たに農業経営に参入した先駆者として、企業等の農業参入の意義や理念、地域との連携などについて積極的な情報発信を行う。特に、岐阜県農業会議が開催する企業等を対象にした「法人の農業参入セミナー」等での事例報告を通じて、会員の拡大に努める。

2. 会議等の開催

① 世話人会の開催

- ・世話人による世話人会を開催し、組織運営に必要な事項その他について協議を行う（セミナー等の開催に併せて開催）。

② 研修会・意見交換会の開催

- ・会員の経営発展や情報交換を目的とし、研修会や意見交換会を開催する。
（年2回程度）

(別紙3)

岐阜県農業会議事務局 (FAX: 058-273-6177) 行

岐阜県農業参入法人連絡協議会 (仮称) 「協力会員」加入意向確認書

- ① 加入する ② 加入しない
- ③ 検討中 (設立総会に出席の上判断する など)

※いずれかに○印を記入下さい。

1. 機関名	
2. 代表者	役職 氏名
3. 所在地	〒
4. TEL	
5. FAX	
6. HP URL	
7. 担当者	役職 氏名
8. Eメール	
9. 協力内容	※協議会会員等に対して提供できる情報やサービス、その他協力したい内容等があれば記入下さい。

送付期限: 7月25日(水)

(別紙4)

岐阜県農業会議 農地・経営課 行

FAX:058-273-6177

Email:gifu@nca.or.jp

「岐阜県農業参入法人連絡協議会（仮称）設立総会並びに研修会」参加申込書

報告者所属名: _____

報告者氏名: _____

報告者連絡先: _____

〈農業委員、農業者、国・県・市町村・農業委員会職員、その他関係機関 等〉

市町村名	所属名	役職名	氏 名	備 考

※国、県、関係団体等は「市町村名」への記入は不要です。

報告期限: 7月25日(水)